

御宿町小学生英語力向上支援事業委託に係るプロポーザル募集要項

この要項は、御宿町小学生英語力向上支援事業を委託するにあたり、公募型プロポーザルの各種手続き、要件等に関し必要な事項を定めるものとする。

1. 事業概要

- (1) 事業名 平成30年度御宿町小学生英語力向上支援事業
- (2) 事業目的 小学校英語教科化に向けて、民間事業者を活用した英語教室を実施することで、児童の英語への関心を高め、児童の英語力向上を支援することを目的とする。
- (3) 委託期間 契約締結日から平成31年3月31日まで
- (4) 業務内容 別添仕様書による。
- (5) 委託上限額 1,400,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2. 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たしている事業者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 法人であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立成されていないこと。
- (4) 御宿町暴力団排除条例（平成23年条例第12号）第2条に規定する者及びそれらの利益となる活動を行う者が代表者又は準じる地位に就任し、又は実質的経営に関与している法人等でないこと。
- (5) 申請書提出期限の日以前6ヶ月以内に、手形又は小切手の不渡りを出していないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受け、申請書提出期限の日において2年以上を経過していること。
- (6) 国税等について滞納がないこと。
- (7) 御宿町役場又は発注者が指定した場所での打ち合わせ等に出席でき、緊密な連絡調整が可能であること。

3. 失格事項

参加申請書を提出してから受注者が決定するまでの間に、次のいずれかに該当した場合は、失格又は審査の対象から除外するものとする。

- (1) 参加資格を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類やプレゼンテーションの内容に虚偽があった場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認める場合
- (4) 著しく信義に反する行為があった場合

4. スケジュール

- (1) 公募開始（HP掲載） 平成30年6月 8日（金）
- (2) 質問書提出期限 平成30年6月12日（火）正午まで
- (3) 参加申請書提出期限 平成30年6月19日（火）午後5時まで
- (4) 参加資格結果通知 平成30年6月20日（水）※メール通知
- (5) 企画提案書提出期限 平成30年6月26日（火）午後5時まで
- (6) プレゼンテーション 平成30年6月28日（木）※別途通知

- (7) 審査結果通知 平成30年7月3日(火)までに通知する。
(8) 業務委託契約の締結 平成30年7月上旬予定
※諸事情により変更となる場合があります。その際は、事務局より連絡いたします。

5. 質問書の提出方法等

- (1) 質問がある場合は、必ず質問書提出期間内に質問書(A4判、任意様式)を電子メールで提出すること。電話や窓口訪問による口頭での質疑は一切受け付けない。
(2) 受付期間 公募開始日から平成30年6月12日(火)正午まで
(3) 提出方法 メールタイトルは「質問書(業者名)」とし、必ず電話で送信した旨を伝え受付されたことを確認すること。
《送付先》御宿町教育委員会 教育課 学校教育班
E-mail : kyouiku@town-onjuku.jp
TEL : 0470-68-2514
(4) 回答方法 平成30年6月14日(木)までに電子メール等により回答する。

6. 参加申請書の提出方法等

- (1) 次の(ア)～(ク)の書類を各1部提出すること。
(ア) 参加申請書(様式第1号)
(イ) 法人の事業概要が分かる会社案内等の資料
(ウ) 法人の定款及び規約等
(エ) 法人役員名簿
(オ) 直近の事業報告書及び財務諸表
(カ) 人員配置計画書
(キ) 国税の納税証明書「様式その3の3」(3ヶ月以内に発行されたもの。写しでも可)
(ク) 主たる事業所を有する所在地に係る都道府県税及び市町村民税の納税証明書
(未納がないものを証明するもの。3ヶ月以内に発行されたもの。写しでも可)
(2) 提出方法 持参又は郵送(提出期限までに届いたものに限る。)
(3) 提出先 〒299-5192 千葉県夷隅郡御宿町須賀1522番地
御宿町教育委員会 教育課 学校教育班(御宿町役場4階)
(4) 参加辞退 参加申請書の提出後に辞退する場合は、平成30年6月25日(月)午後5時までに参加辞退届(様式第3号)を提出すること。

7. 企画提案書の提出方法等

- (1) 企画提案に参加を希望する者は、次の(ア)～(ウ)の書類を提出すること。
提出期限までに提出がなかった場合又は提出書類に不備があった場合は、プロポーザルへの参加は認めない。
(ア) 企画提案提出書(様式第2号) 1部
(イ) 企画提案書(A4判、任意様式) 正1部、副8部
※仕様書並びに評価基準項目を参照の上、具体的に記載すること。
(ウ) 事業費見積書(A4判、任意様式) 1部
※総額は税込み表記とし、単価内訳については可能な限り詳細に記載すること。
※契約にかかる一切の費用を計上すること。
※見積書の宛名は「御宿町長 石田 義廣」とすること。

(2) 提出方法

持参又は郵送（提出期限までに届いたものに限る。）

(3) 提出先

〒299-5192 千葉県夷隅郡御宿町須賀1522番地
御宿町教育委員会教育課 学校教育班（御宿町役場4階）

8. プレゼンテーションの審査方法等

(1) 日 時：平成30年6月28日（木）

※実施時刻については、参加申請を締め切った後に、電子メールで個別に通知する。

(2) 場 所：御宿町役場2階中会議室

(3) 出席者：3人以内とし、そのうち1人は必ず業務委託した場合の主担当者とする。

(4) 内 容：プレゼンテーション及びヒアリング（非公開）

時間は、提案書説明30分を限度とし、ヒアリング15分を目安とする。

(5) その他：①プレゼンテーションで使用する機材等は、すべて提案者が持参するものとする。（電源、テーブル、イス、スクリーン、プロジェクターを除く。）

なお、プロジェクター、スクリーン及びその他の電子媒体の使用を希望する場合は、平成30年6月25日（月）までに申し出ること。

②追加資料の配布や提案書に記載のない新たな提案については認めない。

9. 選定方法及び結果の通知

(1) 選定方法は、提出された企画提案書並びにプレゼンテーション及びヒアリングの実施により、「10. 評価基準」に基づき、総合的に審査・評価を行い、最も評価点数が高い事業者を最優先候補事業者として選定する。なお、最高点数が同点の場合には、選定委員会において決定する。また、応募が1者のみであった場合においてもプレゼンテーションを実施し、総合的な評価に基づき判定する。

(2) プレゼンテーション開始時刻までに会場に来なかった場合は失格とする。

(3) プレゼンテーションに参加したすべての事業者に対して審査結果を通知するとともに、町のホームページで結果を公表する。

(4) 審査方法及び審査内容、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。
また、合計点数以外の評価結果に関する問合せには回答できない。

10. 評価基準

	評価項目	評価のポイント
1	学校教育に対する企業理念	学校教育に携わるにふさわしい企業理念のもと、健全な経営を行っているか。
2	事業目的の理解	英語必修化へのスムーズな移行と児童の英語力向上等、本事業の目的を理解しているか。 学習指導要領（平成29年度告示）への理解は十分か。
3	業務体制	事業責任者が明確にされているか。 指導員に対する研修を行うなど、能力の向上に努めているか。 社内の情報セキュリティ、個人情報保護の体制が確立されており、信頼できる内容と認められるか。 緊急時の連絡体制の構築やスタッフの配置、確保は十分か。
4	業務実績	学習支援事業の実績又は類似する事業の実績は十分か。

4	業務実績	指導員は指導経験が豊富であり、その知識、ノウハウ、経験等を十分に生かせることが期待できるか。
5	企画提案	支援計画は具体的かつ効果的か。それは実現可能か。
		使用する教材は対象学年に適したものとなっているか。
		支援計画等の作成にあたり、当町の児童の実情に合わせた柔軟な対応が可能か。
		仕様書にはないが、児童に有益となる独自の提案がなされているか。それは実現可能か。
6	経費	予算限度額の範囲内で実現可能か。
		費用の積算根拠は企画提案内容を勘案して妥当であるか。

1 1. 特記事項

- (1) 本事業の企画提案等に係る費用は、すべて事業者の負担とする。
- (2) 提出された企画書等は返却しない。
- (3) 提出期限以降における企画提案書等の差替え及び再提出は認めない。

1 2. 事務局（問合せ・書類提出先）

御宿町教育委員会 教育課 学校教育班（御宿町役場 4 階）
〒299-5192 千葉県夷隅郡御宿町須賀 1 5 2 2 番地
T E L : 0470-68-2514 F A X : 0470-68-3293
E-mail : kyouiku@town-onjuku.jp